

## 第7回（令和7年度第3回）花緑検討小委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年2月24日（火）10:00～12:00
- 2 場 所 神戸市教育会館 4階 404会議室
- 3 出席者 平田委員長、赤澤委員、新保委員、龍見委員、山田委員  
委員全員の出席により小委員会は成立
- 4 議事
  - (1) 事務局報告
    - ・第6回花緑検討小委員会における主なご意見等とその対応【資料1】
  - (2) まちづくり審議会 答申案「ひょうご花緑創造プランの改定等について」【資料2】
    - ・県民まちなみ緑化事業（第4期）の評価・検証【資料3-1, 3-2】
    - ・ひょうご花緑創造プランの改定【資料4-1, 4-2, 4-3】
- 5 主な意見（要旨）

### 議事(1) 事務局報告

#### ○委員

都市農地の保全に対して県民まちなみ緑化事業の活用はできないのか。

#### ○事務局

県民まちなみ緑化事業は、新たに緑を創出することを目的としている事業であるため、既存の農地の保全に対する直接的な活用は難しいが、神戸市が公園の一面を使って市民菜園運営の取組を始めようとしており、そういった都市型農園の整備に対しての事業活用は考えられる。

#### ○委員

都市農地は政策上のエアポケットに落ちている。生産緑地制度は、県ではなく市の政策で、市内部でも都市計画部局と農政部局で管轄が分かれていて責任の所在が曖昧ということがある。県が市町に対して方針を示すことは、どう進めるべきか迷っている市町の後押しにもなる。耕作放棄地や空き地が増え、使われなままアスファルト化するような事態を防ぎたい。

農地の問題は、ローカル線廃止の議論と似たところがある気がする。農地の「所有」と「営農・活用」とを分離する、上下分離の考え方ができるのではないか。今、農業の世界では上下分離が進んでいて、若い人が営農したいと言えば、所有者は「農地を使ってくれるだけでありがたい」と、昔のように借地料や収益の一部を徴収することがなくなっている。地価の高い市街化区域内農地に同じように適用することは難しいかもしれないが、所有者としては草が生い茂って苦情が出るくらいなら、誰かに使ってもらえる方がありが

たいはずで、市民農園のように多くの人が利用できる使い方を後押しできる施策や事業があるとよいと思った。これは今後の課題として、現状調査を踏まえながら検討していただければと思う。資料の修正を求めるものではない。

## 議事(2) まちづくり審議会 答申案「ひょうご花緑創造プランの改定等について」

### ○委員

この先行検討案は、答申後に修正できるのか。

### ○事務局

先行検討案は、答申の別紙という扱いになるため、まちづくり審議会から答申をいただいた後の修正はできないが、本日いただいた意見については審議会までに反映させていただく。

また、この先行検討案は、広域計画を策定するに当たっての検討内容としての位置付けであり、これがそのまま広域計画になるものではない。

### ○委員

承知した。3点意見がある。

1点目、海辺も「緑」の概念に含むとの説明があったが、資料4-3のp.9~12のイラストに海辺が反映されていない点が気になった。海辺がどこでどう扱われているのか具体的に示されているといいと思った。

2点目、p.17の評価指標として示されている「陸域における自然環境の保全割合」について、何をもちいて保全されたと評価するのか教えてほしい。

3点目、p.24の緑視率に関して、魅力ある緑化空間の創出やにぎわい向上を緑視率だけで評価するのは少し不十分ではないか。気温の低減効果や人流データを使った回遊性の検証をしてはどうか。

### ○事務局

1点目については、海辺の反映の仕方を事務局で検討したい。なお、資料のイラストは、まちづくり基本方針における4つの地域類型のイラストを暫定的に使用している。これがそのまま広域計画になるわけではないため、先行検討中でのイメージ図としてご理解いただきたい。

2点目の「陸域における自然環境の保全割合」については、「兵庫県環境基本計画」や「ひょうご生物多様性戦略」で指標となっている数値を反映させたもの。定義については、環境部局に確認する。

3点目は、新庁舎等整備の担当部局とも調整が必要になるが、「緑豊かでウォーカブルな都市空間の創出」が基本的な考え方となっているため、広域計画を策定する際には、緑

視率と合わせてご指摘のあった指標についても検討したい。

## ○委員

1点目、今回の計画では、「緑の機能・効果」に書かれているような利用効果や波及効果について、これを広域でどう考えるかが一つのポイントと思う。例えば、交流人口や協働・共創の機会といったものを、地域をまたいで広げていくようなことが重要になるのではないか。

2点目は、緑を植えるとか育てるという個別の話ではなくて、緑を新たな価値の創出や経済効果にどうつなげるかということを広域で考えることがポイントになるのではないか。広域計画として、個別の施策集にならないよう、緑をどうつなげるか、今は足りていないものは何かということを書くことも大事な視点かと思う。

3点目は、その1つとして、官民連携の視点が重要である。兵庫県は官民連携を積極的進めようとしており、県が新しく立ち上げる「ひょうご PPP/PFI プラットフォーム」のイベントでは、日比谷花壇の方が講演をされていた。WHAT（何をするか）だけでなく、HOW（どう実現するか）を書くことが計画として必要ではないか。

4点目は、「地域別」だけではなく「地域間」の視点も重要である。地域をまたいだ農地や山林があるし、交流人口はもっと大きなマスで考える必要があるかもしれない。そういった観点を示すことができるのは広域計画だけではないか。

今回の先行検討案への反映ということではなく、これから広域計画を検討する上で参考になればと思う。

## ○事務局

1点目と2点目のご意見については、次の広域計画の策定の際に引き継ぎ、検討していきたい。

3点目の官民連携については、資料 p. 27～28 に、行政と県民、民間企業あるいは様々な属性の団体の連携による取組事例を掲載している。人口が減少する中では、p. 20 の取組方針に掲げている「多様な主体の連携・共創による緑の保全・創出・マネジメント」ということが重要になってくるため、広域計画では、そのあたりを充実させて盛り込んでいきたい。

4点目については、前回のご意見を踏まえ、検討案では都市計画区域マスタープランの地域別に緑の特性や取組方針を整理している。最終的には、来年度に実施する現況調査の結果を踏まえ、「第2章 ひょうごの緑」において県全域の緑の特性といった内容も盛り込まれる。広域計画として、県全体を俯瞰的に見るといった視点で策定していきたい。

## ○委員

p. 9 は、都市中心部の空間や施設に対応した緑の記述や写真になっているが、「高木・芝生」だけが施設に対応した記載になっておらず、写真も街路樹になっていることが気になる。他との並びに合わせた内容に変えてはどうか。

また、p. 24 の緑視率が唐突に出てくる感じがあり、少し違和感がある。

#### ○事務局

p. 9 の記述や写真について、意見を踏まえて検討したい。

P. 24 の緑視率については、p. 23 に記載した施策の展開方策「都市の品格・にぎわいを向上させる高質な緑化空間の形成」に関する指標として例示している「特定エリア（元北地域等）を対象とした緑被率・緑視率」の具体案として記載している。

#### ○委員

承知した。その流れが分かるような表現にしていきたい。

#### ○委員

p. 10 について、生産緑地は神戸や阪神間で問題となっているため、「都市農地」が「地方都市」の分類の中にあるのは少し違和感がある。まちづくり基本方針との関係で変えるのは難しいかもしれないが、「地方都市」という記載について工夫が必要かと思う。

資料2の答申文案について、県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証の結果が「別紙1-1, 1-2のとおりである」とあるが、答申文の中で評価・検証結果の概要を記載した方がよい。

#### ○事務局

本日いただいたご意見を踏まえ、答申文も含めて資料を一部修正させていただく。花緑検討小委員会の開催は本日が最後となるため、修正内容については委員長と事務局とで調整させていただくことでよいか。

#### ○委員長

私の方で確認し、必要なところは各委員に確認していただく等の対応を取りたい。まずは、私と事務局とで調整させていただく。

#### ○委員長

2年間の検討、審議に感謝を申し上げる。

県民まちなみ緑化事業の財源となる県民緑税に関して、5年間の延長について議会の理解が得られたのは非常に良かったと思う。

今後、広域計画を策定することとなるが、ぜひ、ソフト・ハード両方含めて、全国のモデルになるような計画にしていいただければと願う。